月	IH T T/X					決员	E区分			(根	拠規	見定	<u>')</u>	€例	7 🕏	条			
整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非不存在	否応答拒	1 2	2 3	3 를 두	4 号 5	5 号 5	6 구 를 두	7 号 另	8号-	非開示理由等	车	所管局部課等
1	R4. 11. 10	R5. 1. 4	・国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道等務所長宛て令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」・〇〇宛て令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」・〇〇宛て令和4年10月13日付4建三環整第26号「意見照会書」・令和4年10月24日付国関整東外計第23号「開示決定等に係る意見書」	4	1														建設局 三環状道路整 備推進部 整備推進課
2	R4. 11. 10	R5. 1. 4	・知事宛て投書差出人宛て 令和4年10月13日付4建三環整第26号 「意見照会書」 ・令和4年10月15日付け「開示決定等 に係る意見書」 ・令和4年10月21日付〇〇「開示決定 等に係る意見書」 ・令和4年10月26日付け「開示決定等 に係る意見書」	4		1			1		1	1					7条第2号) 人の氏名であり、特定の個人を識別 7条第2号) 人の氏名、連絡先(住所・電話番号 別することができるため。 7条第4号) の印影であり、公にすることにより することから犯罪の予防に支障を対	号)であり、特定の個人 リ偽造等の犯罪行為を容	建設局 三環状道路整 備推進部 整備推進課
3	R4. 12. 23	R5. 1. 4	事業用地整備工事 (29北北-北北建管内) その2 設計書類一式	*	1														建設局 北多摩北部建設事務所 工事第一課
4	R4. 11. 15	R5. 1. 11	許可申請書 ・受付日:令和4年10月28日 ・申請者:○○ ・申請日:令和4年10月28日 ・受付者:東京都 北多摩南部建設事務所 管理課	*		1			1	1	1 1	1					7条第4号) 等の犯罪行為を容易にすることから の安全と秩序の維持に支障を及ぼする ため。 3 にしていない連絡先であり、公に 等の事業運営上の地位その他社会的 られるものに該当するため。 7条第2号) に関する情報で、特定の個人を識別 当するため。	けおそれがあるものに該 にすることにより、当該 対な地位が損なわれると	建設局 北多摩南部建設事務所 管理課

月	加工干皮				決	定区分		(根拠	規定	E) :	条例	7 绪	Z K		
:整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	用 部 開 示	非開示在	否応答 担	2号	3号	4 号	5 号:	6 号 5	7 8 号 号	3 9 号	非開示理由等	所管局部課等
5	R5. 1. 6	R5. 1. 13	 特例都道402号線 現況平面図、街路樹等基礎調書 特例都道406号線 現況平面図、街路樹等基礎調書、 緑地基礎調書 	*	1											建設局第一建設事務所補修課
6	R5. 1. 3	R5. 1. 12	【街路築造工事のうち擁壁設置工事 (3西-青梅3・4・4)】 上記工事の第1回契約変更に係る 設計書類一式	*	1											建設局 道路建設部 街路課
7	R5. 1. 4	R5. 1. 17	幹線街路(放射街路)15号線 一之江 橋〜江戸川大橋間の用地の買収・収用 に係る文書並びに他の道路管理者との 道路維持管理協定の類する文書			1									当該公文書は、現に保有しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 街路課
8	R4. 11. 21		葛西臨海水族園(仮称)整備等事業に応募した○○ならびに○○が「入札説明書」に基づき東京都へ提出したそれぞれの提案において「葛西臨海水族園現況測量図樹木調査位置図」の A. B. C. D. E. F. C. Hの区域において工事に関わり、伐採ならびに敷地内移植が必要となる樹木の「本数」および都が確認のために作成した図表。			1									葛西臨海水族園(仮称)整備等事業における入札時提出書類において、工事に関わり伐採ならびに敷地内移植が必要となる樹木の本数を示した記載がないため、当該公文書は実施機関では取得・作成しておらず存在しない。	建設局 公園緑地部計画課
9	R4. 11. 21	R5. 1. 17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業に おける〇〇の入札時提出書類 ・様式 5-11-1 施設整備業務の内訳 書	*	1				1			1			(第7条第3号及び6号) 当該内訳書は、葛西臨海水族園 (仮称)整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運との地位が損なわれると認められるため、また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にするととにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部計画課

月	M4平及		計用不(1月次正 方)		決	決定区分					定)	条	例 7	7条			
.整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開示	非用有示	一次	2号号	3号	4 号	5 号	6号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
10	R4. 11. 21	R5. 1. 17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業における○○からの入札時提出書類 ・様式5-11-1 施設整備業務の内訳書			1			1			1				(第7条第3号及び6号) 当該内訳書は、葛西臨海水族園(仮称)整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技績争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に実効事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部計画課
11	R4. 11. 21	R5. 1. 17	葛西臨海水族園 (仮称) 整備等事業における○○からの入札時提出書類 ・様式 6-1 配置計画に関する提案書 ・様式 6-2 景観・外観計画に関する提案書 ・様式 6-4 展示計画に関する提案書 ・様式 6-5 設備計画に関する提案書 ・様式 6-5 環境負荷計画に関する提案書 ・様式 6-6 安全計画に関する提案書 ・様式 6-7 環境負荷計画に関する 接案書 ・様式 6-7 環境負荷計画に関する 接案書 ・様式 6-8 パリアフリー計画に関する	*	1				1			1				(第7条第3号及び6号) 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園(仮称)整備等事業の 入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、 非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する 生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該 法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外 の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開 示とした部分を公にすることにより、当該法人の信頼関係が 失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認 められるため。	建設局 公園緑地部計画課
12	R4. 11. 21	R5. 1. 17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業における○○からの入札時提出書類 ・様式 6-1 配置計画に関する提案書・様式 6-2 景観・外観計画に関する提案書・様式 6-4 展示計画に関する提案書・様式 6-5 設備計画に関する提案書・様式 6-6 安全計画に関する提案書・様式 6-7 環境負荷計画に関する提案書・様式 6-8 パリアフリー計画に関する提案書・様式 6-8			1			1			1				(第7条第3号及び6号) 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園(仮称)整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部計画課

月	14 千戌		1用小(1月次化刀)		決	定区分	}		(相	艮拠	規定	E) :	条例	列フ	条			
整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部開	非常不	_	1 号	2 号·	3 号	4 号·	5 号·	6 号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
13	R4. 11. 21	R5. 1. 17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業における○○の入札時提出書類 ・様式 7-1 外観透視図 ・様式 7-2 内観透視図 ・様式 7-3 配置図 ・様式 7-4 各階平面図 ・様式 7-5 立面図 ・様式 7-6 断面図 ・様式 7-9 建物概要	*	1					1			1				(第7条第3号及び6号) 当該事業提案書等は、葛西臨海水族園(仮称)整備等事業の 入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、 非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する 生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該 法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。 また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外 の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非開 示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が 失われ、本事業の適正な遂行と関係を入との信頼関係が 失われ、本事業の適正な遂行。実際を及ぼすおそれがあると認 められるため。	建設局 公園緑地部計画課
14	R4. 11. 21	R5. 1. 17	葛西臨海水族園(仮称)整備等事業における○○からの入札時提出書類 ・様式 7-1 外観透視図 ・様式 7-2 内観透視図 ・様式 7-3 配置図 ・様式 7-3 配面図 ・様式 7-5 立面図 ・様式 7-6 断面図 ・様式 7-9 建物概要			1				1			1				(第7条第3号及び6号) 当該図面等は、葛西臨海水族園(仮称)整備等事業の入札手続きに従い、法人が独自に作成・提出したものであり、非開示とした部分は公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、本事業は、提案書を事業者選定過程における説明以外の目的には使用しないことを公に契約事務を行っている。非別示とした部分を公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後、都が行う契約事務に支障が及ぼすおそれがあると認められるため。	建設局 公園緑地部計画課
15	R5. 1. 6	R5. 1. 18	地下水位調査委託 (3北南-小金井 3・4・11外1路線)報告書 (個人情報、印影を除く)	*	1													建設局 北多摩南部建設事務所 工事第一課
16	R5. 1. 10	R5. 1. 18	【等々カ大橋(仮称)下部工事(その4)】 種別内訳書及び代価明細表単価算出根拠	*	1													建設局 道路建設部 道路橋梁課
17	R5. 1. 12	R5. 1. 18	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾斜地の崩壊) (急傾斜地の崩壊区域調書) 212001-K028、212001-K029	*	1													建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
18	R5. 1. 17	R5. 1. 19	都道における自転車通行空間整備状況 図	*	1													建設局 道路管理部 安全施設課
19	R5. 1. 18	R5. 1. 23	【下流橋下部工事 (4南東-関戸橋の 12)】 種別内訳書及び代価明細表単価算出根 拠	*	1													建設局 道路建設部 道路橋梁課

	計	青 求 拝月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	決一部開示	定区分 非開 開 示	否応答担	2 号	根拠 3 号	規規 4 号	5	6	7 号号	8 9 号	-	非開示理由等	所管局部課等
2	0 R	25. 1. 18	R5. 1. 25	三鷹市が仙川を道路又は通路として使用するために北多摩南部建設事務所から受けた占用許可書 28北南管許第1418号	8	1												建設局 北多摩南部建設事務所 管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。